

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への
就学援助の対応について（特例申立）

1 主旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変した世帯に対し、通常、前年所得により審査しているところ、特例として、令和2年度について、直近の収入状況等により審査し、経済的な支援を図る。

2 支援の概要

(1) 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の所得状況が急変し、基準所得額以下と見込まれる、就学援助を希望する世帯。

なお、今回の特例申し立ては、家計の急変により、特に支援を必要とする世帯への取り組みとするため、「全費目」のみを対象とし、「給食費のみ」は対象外とする。

(2) 申請、審査について

令和2年1月から申し立ての直近月までの世帯所得に基づき、申請内容を総合的に判断し、審査、認定を行う。

(3) 対象期間

令和3年2月26日まで申請を受け付ける。なお、令和2年9月30日までに申請し、認定となった場合は、支給対象期間を令和2年4月からとする。

3 経費

令和2年度の就学援助の予算にて対応予定。

約1,500万円（小学1年～中学3年の年間平均支給額@約10万円×150名）

4 周知

保護者向けチラシ、区ホームページ等で周知を行う。

5 スケジュール（予定）

令和2年9月～ 保護者向けチラシ配布（学校経由）、区ホームページに掲載
特例申立受付、審査

12月 特例申立の判定、支給（11月までの申請受付分）

令和3年2月 令和2年度就学援助申請期限（2月26日）

3月 特例申立の判定、支給（2月までの申請受付分）